

産業競争力会議（第4回）終了後の  
西村内閣府副大臣記者会見要旨

○日 時： 平成25年3月15日（金） 19：38～20：01  
○場 所： 内閣府本府5階522会見室

## 1. 冒頭発言

今日は私、西村の方から第4回目の産業競争力会議の様様をお話ししたいと思います。本日のテーマは産業の新陳代謝の促進と人材力強化、雇用制度改革についてでありまして、それぞれの分野の主査が決まっておりますので、主査である坂根議員、長谷川議員から議論がありました。会議の前にテーマ別会合で相当議論しておりますので、紙を提出いただきました。それをベースに各関係大臣からそれに対してどう対応するのかという紙を提出いただき、議論をいただきました。

その中でいくつか方向性が出たものについて御報告いたしますが、1つは、産業の新陳代謝についてです。総理からの御発言もありましたが、今後5年間で緊急構造改革期間と位置付け、この間に相当程度の新陳代謝を図るための政策パッケージを策定し、法的枠組みや法整備を含め、それを念頭に置きながら政策を検討することになりました。それから、社外取締役については、置かない場合に置くことが相当である理由の開示を義務付ける会社法の改正に取り組むことになりましたし、東証の定める規則において、社外取締役の選任の努力規定が創設されることとなります。それから、金融関係ですが、成長分野・新規産業分野にリスクマネーの供給の仲介機能を強化するためのいわゆるクラウドファンディング、ネット上で資金を調達したりする仕組みや、地域での資金の調達を促す仕組み、新規上場のための負担の軽減などの検討を深めることになりました。

雇用・人材分野については、これまでのそれぞれの企業にできるだけ雇用を維持してもらうことから、成熟産業から成長産業への労働移動を支援していくという政策シフトをするために雇用調整助成金制度の仕組みを大胆に見直すという方向性が出されました。それから、ハローワークが所有している人材情報を民間企業へ提供し、民間の人材ビジネスを最大限活用する、就職の支援、新しい分野への労働の移動を図っていく、そういう方向性が出されました。

大学の関係、人材育成の関係ですが、大学入試にTOEFLなどを活用するということが相当程度拡充していくという方向が出されまして、それも含めて大学において5年間で約3割の大学で英語教育を行う、日本人留学生が6万人ぐらいですがこれを倍増する、外国人の留学生の受け入れを30万人にするという目標を設定しまして、政策を展開するという方向性が出されました。それから、大学間の競争、改革を進めるということで、国立大学の運営費交付金の配分の見直しを含めて国立大学の改革プランを推進することになりました。国家公務員の採用試験において、国際的な英語試験、例えばTOEFLなどを活用

するという方向性が出されまして、平成 27 年度の試験を目途に実施を前提として検討を進めていく、一定程度学生の方への周知・準備もありますので、そういう方向性が出されました。

そうした関係閣僚からの説明・対応について、基本的に全体として非常にいい方向でスピーディーにやってくれているという全体の評価がありましたけれども、さらに何点か、今後の課題として、1つは、企業再生・産業再生などの場合において公的資金を導入した場合に、他の民間企業に対する圧迫にならないように、そうした公的支援に関するルール作りが必要なのではないかという強い意見が出されまして、これについては、検討を進めていくことにしたいと思っています。それから、子育て、待機児童の解消のため、今、2019 年度にゼロにするという目標で推進するという方向が出されたのですが、他方、横浜市の場合、1500 人から 200 人というところまで2年間で進めたという市長の思い切った対策、民間サービスも活用した対策の例がありますので、これを各自治体含めてもっと大胆にできないのか。2019 年は、目標は目標でいいですけど、実は民間議員からは 2017 年に保育需要のピークが来るのではないかと、2019 年まで待ってられないのではないかとということで、大胆な対策を求める意見が出されましたので、これについても具体策について深めていくことにしています。

それから、大学の運営費交付金の傾斜配分については非常に評価をされておりますけれども、併せて、国立大学の運営費交付金の 9 割は人件費向けでありますので、人事制度の改革と併せてやらなければいけないということで、年俸制の導入などの提案もありました。これも併せて検討していくこととなります。それから、各大学のグローバル化への対応の程度も評価して運営費交付金の配分もすべきではないかとの議論もなされておりますので、このあたり、大学改革プランの具体的な策定の中で文科省において検討してもらうこととなります。

主な議論はそんなところで、最後に総理から御発言がありまして、本日 TPP の交渉参加の決断を行ったという話。それから今後 5 年間に緊急構造改革期間と位置付けるという話。政策パッケージを策定したいという先ほど申し上げたような話。それから、失業なき労働移動を図るための雇用支援策、民間人材紹介サービスを最大限活用したいという話。それから、先ほどの横浜市の成功事例を参考に、待機児童解消策の抜本的強化を検討したいという話。それから、人材のグローバル化のための国家公務員試験での先ほどの英語の試験の活用、大学における外国人教員の積極採用、全ての学生に留学機会を与える環境整備を図っていききたいというような御発言がありました。私からは以上です。

## 2. 質疑応答

(問) いただいた資料の中で、資料 1、資料 2 とあるんですけども、テーマ別会合の主旨が設けられておりますけれども、これは、それぞれこういった方から提案があったのですか。

(答) はい。実は、先ほど申し上げましたけれども、テーマ別会合でそれぞれの論点について相当程度事前にも議論がなされております。本会議の方の時間が限られているという時間の制約があるものですから、そのやり方をとっていますけれども、一定程度両者の理解が得られているものですから、2分とか3分とかいう時間しかありませんので、民間議員からはこの紙のポイントだけ指摘をいただいて、ただ各大臣は全体についてわかっておりますので、大臣からはお示ししている資料のとおり具体策について説明があったということです。

(問) このペーパーというのは、今後はどういう位置づけになるのですか。

(答) このペーパーは民間議員のまとめられた紙として、これは一つ一つの項目についてすべて対応していくことになります。

(問) 細かいところなんですけれども、人材力強化のところですが、解雇ルールの合理化・明確化、再就職支援金の支払についてどうなったのか。

(答) ここは相当議論があるところでして、大きな方向性としては、失業なき労働移動ということが、これは双方一致しておりますので、できるだけ成熟産業から成長産業へスムーズに労働移動が進むということをやろうということでもあります。今のところ、そこまではまとまっていますが、どういうやり方をやるかということで難しいところがあるものですから、特に諸外国の例、ヨーロッパの例などについて、少し詳細に調査・分析を行ってどういう形がいいのか、これは厚労省ともよく相談をしながらですけれども、地ならしをして、事前の調査をして、その上で議論を深めたいと思っています。

(問) 支援金を支払うということで解雇できるようにするという方向で。

(答) まだ方向性は決まっておりません。

(問) 西村副大臣の最初の御説明の中で、発言の主体、各省というのは担当大臣から。

(答) そうです。

(問) 民間議員は。

(答) 民間議員は駄目なんです。関係閣僚は、資料を見ていただければわかりますけど、

緊急構造改革期間は、これは茂木経産大臣からです。それから、政策パッケージ、法的枠組みもそうです。それから、社外取締役の話は、谷垣法務大臣からです。それから、人材のところの雇用調整助成金、ハローワークの話は田村厚労大臣。それから、大学にかかわる英語教育の話、英語試験の話、運営費交付金の話は下村文科大臣。それから、国家公務員採用試験については原人事院総裁。民間議員からの意見は申し上げることはできません。

(問) それ以外は民間議員からの御提案。

(答) そうです。それから、最後は安倍総理から今の点も含めて全体としての話があったということです。

(問) 公的支援を導入したときに、民間企業が赤字にならないようなルール作りが必要ではないかとのことですよね。検討を深めていきたい以外でもう少し何かご発言はありましたか。

(答) 公的支援についてはルールを明確化すべだとの意見が民間議員からありました。

(問) 公的支援のルールづくりについては、今回政府側の方からの御発言は特になかったですか。

(答) 回答は無かったです。

(問) 人材移動の促進のところは、基本的にあまり予算をつけないような形、お金がかからないものが主なアイディアの中心ということなのでしょうか。

(答) いえ、雇用調整助成金は、今の企業内で研修をしたり維持をするところにお金が千億の単位でかかっていますけれども、移動のところは数億円しかありませんので、むしろ維持のところは大胆に減らして、移動のための研修であったり、受け入れた企業が行ったり、やり方はこれから具体的に検討していきますけれども、その部分にお金を使おう、シフトしていこうということです。

(問) 全体の枠は片方が減って。

(答) 雇用調整助成金も、全体の雇用特会の中でやっていますので、もちろんリーマンショック後に必要が生じたときは一兆円単位で出していますけれども、今は減ってきて千億円単位になっていますから、そういう意味では特に枠があるわけではなく、雇用特会の枠

組みの中でやれます。特にいくら使うというのがあるわけではありませんので、もし、活発に労働移動が行われるようになれば、そのために必要な資金はそこで手当てをしていくこととなります。

(問) あと2点ですが、谷垣大臣の関連のコーポレートガバナンスで法改正の方向という御説明がありましたが、これは前からやっていたことをやりますということなのか、例えば社外取締役の義務付けとか、これを完全に義務付けるとか、もっと強化する方向なのか、どうなんでしょうか。

(答) この点は、法務大臣の諮問機関であります法制審議会でも相当議論が行われてきておりまして、その議論の結果を踏まえて、積極論、消極論両方がある、その結果、昨年二十四年九月に取りまとめられております会社法制の見直しに関する要綱がその積極、消極双方の立場の合意点としてまとまった結論です。それを今日あらためて御説明があって、先ほどの置くことが相当でない理由を開示するなど、そうしたものについて、一定の法整備を行う、会社法の改正を行うとの意思表示があったわけです。

(問) 事業再生を促すガバナンス体制というところで、間接金融の影響が適用しているけれども、株主の日本の場合だとあまり圧力がかかるわけでもない、そういった点について議論があったのか教えてください。

(答) 事業再編、新陳代謝のところは、民間議員の皆様から民間の努力がある、それを真っ先にやらなければならない、しかし、それを妨げているような政府の規制があったりする、それをなくしてほしい、一定のインセンティブが与えられるのであれば、それはぜひ、税制などでやっていただきたいというような趣旨の御発言がありました。

(問) 本日の中で、雇用改革案がいくつか上がって議論したということなんですが、これはまとまったというイメージなのですか、今後、どうしていくかではなく、これを決定ということですか。

(答) 先ほど私から、田村厚労大臣の御発言、総理からの御発言があったことについては、例えば、ハローワークについて情報を民間にも活用してもらおうとか、雇用調整助成金をそういう制度に変えていくとか、方向性は出されましたので、具体的なやり方、具体策を詰めていくこととなります。だから、方向性はこれで決まりました。

(問) では、表現としては雇用改革案をまとめたということですか。

(答) そうです。それで結構です。

(問) 民間議員の方からのペーパーの方で、ホワイトカラーエグゼンプションについての言及があるのですが、自民党政権は、前回の安倍政権で一度断念していますが、それから何か状況が変わったりしているのですか。

(答) 特に自民党の中においてもさらに議論を深めていっているという認識はありませんが、今後、このような提案がなされておりますので、議論を深めていくことになると思います。

(問) 雇用の改革のところでもう一度確認したいのですが、田村大臣から説明があった部分については、このとおりに進めていきたいと思いますという確認がなされたという理解でよいのかということと、その中に入っていない民間議員の提言のこれからの取扱い、これは葬り去られてしまうということなのか、それとも何か継続的に議論をしていくということなのか、今日の位置づけでその辺の交通整理はどうなっているのでしょうか。

(答) 田村厚労大臣から提示があったことについては、その方向で進めることが決まったと思っただけで結構です。それ以外の項目については厚労省で検討を更に深めていただくものもあれば、ご覧のとおり、規制改革会議で雇用問題について主要問題としてワーキンググループを作ってやりますので、そこでさらに深めていくということになります。

(問) 当面、六月の成長戦略に向けて政府内での検討は続いていくということですか。

(答) 続いていくということです。

(以上)